

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年4月21日（平成29年（行情）諮問第150号）

答申日：平成29年9月5日（平成29年度（行情）答申第208号）

事件名：行政文書ファイル「日米防衛協力（CDWG1）」につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる6文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月7日付け情報公開第00496号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）経緯

処分庁は、異議申立人が平成27年10月21日付けで行った開示請求「行政文書ファイル『日米防衛協力（CDWG1）』につづられた文書の全て。」に対し、法11条に基づく特例延長を行い、相当の部分の開示として、1文書を特定し、全て開示とする決定（平成27年12月21日付け情報公開第02194号）を行った後、最終決定として6文書を特定の上、2文書を一部開示、4文書を不開示とする原処分を行った。

##### （2）本件対象文書について

本件対象文書は、原処分にかかる6文書である。

##### （3）不開示とした部分について

ア 文書2の5枚目（件名以外の不開示部分）及び文書6の1枚目の上から1箇所目の不開示部分には、現在外務省が使用している電信シス

テムの内部の処理・管理に係る情報が記載されており、公にすることによって電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に基づき不開示とした。

イ 文書2の1枚目、文書3、文書6（上記ア以外の不開示部分）、及び文書7の不開示部分は、公にしないことを前提とした米国との協議の概要に関する記述及び我が国政府部内の協議の内容に関する記述であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると同時に、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号により不開示とした。

ウ 文書4には、米国より公開しないことを前提に提供された情報が記載されており、公にすることにより、同国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号により不開示とした。

エ 文書5は、協議における我が国政府の対処方針に係る文書であり、公にすることにより、米国との交渉上、我が国として不利益を被るおそれがあるため、法5条3号により不開示とした。

#### (4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分を取消しを求めている。

しかしながら、外務省は、上記2のとおり、本件対象文書の不開示情報該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、異議申立人の主張には理由がない。

#### (5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

### 2 補充理由説明書

#### (1) 文書2（1枚目の不開示部分及び5枚目のパターンコードを除く。）

の不開示部分は、国の機関内部の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、原処分で不開示とした。

#### (2) 文書2の5枚目の件名の不開示部分及び6枚目の不開示部分については、公にしないことを前提とした日米間の協議に係る情報が記載されており、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあるので、法5条3号の不開示理由を追加する。

#### (3) 文書5の後ろから3枚目冒頭の手書き文字、題字1行目、題字と本文

の間の1行，本文1行目から12行目のピリオドまでの不開示部分については，法5条3号に該当するとして不開示としたが，改めて精査した結果，開示可能な情報と認められることから，開示することとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年4月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月12日 審議
- ④ 同年7月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年9月1日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，行政文書ファイル「日米防衛協力（CDWG1）」につづられた6文書である。

諮問庁は，上記第3の2（3）に掲げる部分は開示するが，本件対象文書のその余の不開示部分については，法5条3号，5号及び6号に該当するとして，なお不開示とすべきとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### （1）外務省の電信システムに関する情報について

文書2の5枚目のパターンコード及び文書6の1枚目の最上部の不開示部分には，外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ，国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

###### （2）我が国政府部内の検討及び審議の内容について

文書5には，特定の安全保障上の課題に係る日米間の協力に関する協議の対処方針等が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，特定の安全保障上の課題に係る日米間の協力の内容及び日本の対応方針が明らかとなり，我が国に対して悪意を有する相手方が対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど，国の安全が害されるおそれ，米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認め

ることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 米国と協議した内容について

文書2(1枚目の不開示部分、5枚目の件名の不開示部分及び6枚目の不開示部分)、文書3、文書4、文書6(上記(1)の電信システムに関する不開示部分を除く不開示部分)及び文書7には、特定の安全保障上の課題に係る日米間の協力に関する協議の資料、協議の内容及び成果文書等に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、日米間の公にされていない協力の内容が明らかとなり、我が国に対して悪意を有する相手方が対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 応答要領の検討内容について

文書2(11枚目以降の不開示部分)は、CBRN防護ワーキンググループに関する応答要領の検討内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 2 想定問答
- 文書 3 協議の概要及び記録
- 文書 4 協議における配布資料
- 文書 5 対処方針
- 文書 6 成果文書
- 文書 7 調整過程の資料